

第72号議案

尾張旭市水道事業給水条例の一部改正について

尾張旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

尾張旭市長 柴田 浩

提案理由

この案を提出するのは、水道料金及び設計審査等手数料を変更し、並びに災害その他非常の場合における給水装置工事の特例を定めるため必要があるからである。

尾張旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例

尾張旭市水道事業給水条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行する場合_____、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者（以下これらを「他の市町村長等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合又は前項ただし書の規定により他の市町村長等が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p>

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 市長は、指定給水装置工事事業者 _____
_____ に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(料金)

第21条 (略)

2 基本料金は、水道メーターの口径の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

水道メーターの口径	基本料金
13ミリメートル	500円
20ミリメートル	1,100円
25ミリメートル	2,400円
30ミリメートル	2,400円
40ミリメートル	8,000円
50ミリメートル	14,600円
75ミリメートル	41,400円
100ミリメートル	88,200円

3 従量料金は、使用水量に応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

使用水量		従量料金
一般用	10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	70円
	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	125円
	20立方メートルを超え、30	150円

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 市長は、指定給水装置工事事業者又は前条第1項ただし書の規定により給水装置工事を施行する他の市町村長等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(料金)

第21条 (略)

2 基本料金は、水道メーターの口径の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

水道メーターの口径	基本料金
13ミリメートル	600円
20ミリメートル	1,250円
25ミリメートル	2,650円
40ミリメートル	8,800円
50ミリメートル	16,050円
75ミリメートル	45,550円
100ミリメートル	97,050円

3 従量料金は、使用水量に応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

使用水量		従量料金
一般用	10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	80円
	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	135円
	20立方メートルを超え、30	160円

	立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき			立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	
	30立方メートルを超え、50 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	<u>180円</u>		30立方メートルを超え、50 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	<u>190円</u>
	50立方メートルを超え、10 0立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	<u>220円</u>		50立方メートルを超え、10 0立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	<u>235円</u>
	100立方メートルを超える 分 1立方メートルにつき	<u>245円</u>		100立方メートルを超える 分 1立方メートルにつき	<u>260円</u>
臨時用（ 工事その 他臨時に 使用する もの）	1立方メートルにつき	<u>245円</u>	臨時用（ 工事その 他臨時に 使用する もの）	1立方メートルにつき	<u>260円</u>
4 （略） （手数料）			4 （略） （手数料）		
第29条 市長は、次の区分による手数料を、申込者から申込みの際、徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。			第29条 市長は、次の区分による手数料を、申込者から申込みの際、徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。		
(1)・(2) （略）			(1)・(2) （略）		
(3) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）			(3) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）		
1回につき <u>500円</u>			1回につき <u>1,000円</u>		
(4) 第7条第2項の工事検査			(4) 第7条第2項の工事検査		
1回につき <u>200円</u>			1回につき <u>500円</u>		
(5) （略）			(5) （略）		
(6) 諸証明			(6) 諸証明		
1件につき <u>200円</u>			1件につき <u>300円</u>		
（給水装置の基準違反に対する措置）			（給水装置の基準違反に対する措置）		
第32条 （略）			第32条 （略）		

<p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事_____</p> <p>_____に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事又は第7条第1項ただし書の規定により他の市町村長等が施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条、第8条第2項及び第32条第2項の改正は、公布の日から施行する。

(料金に関する経過措置)

第2条 改正後の尾張旭市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第21条第2項及び第3項の規定は、令和8年5月分として算定する料金から適用し、同年4月分として算定する料金までは、なお従前の例による。

2 改正後の条例第26条第1項の規定により算定した令和8年5月分の料金で、施行の日前の使用水量を含む場合は、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

第3条 改正後の条例第29条第3号及び第4号の規定は、施行の日以後の給水装置工事の申込みに係る手数料について適用し、同日前の給水装置工事の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。